

別表第五

身分証明書の様式
用紙は厚質白紙とし、寸法は日本産業規格B8とする。

表 面

第	号
身 分 証 明 書	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"><p>写 真</p><div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"><p>印 又は 刻 印</p></div></div>	<p>所属部局 官職 氏名 生年月日</p>
<p>上記の者は、国有財産法第31条の2第1項の規定により国有財産の調査又は測量を行うため他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。</p>	
<p>交付年月日 有効期間</p>	
<p>各省各庁の長 又は部局等の長</p>	
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">印</div>	

国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）抄

（他人の土地への立入り）

第三十一条の二 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産の調査又は測量を行うためやむを得ない必要があるときは、その所属の職員を他人の占有する土地に立ち入らせることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定によりその職員を他人の占有する土地に立ち入らせようとするときは、あらかじめその占有者にその旨を通知しなければならない。この場合において、通知を受けらるべき者の所在が知れないときは、当該通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

3 第一項の規定により宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、立入りの際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、提示しなければならない。

5 略